

## 退職金の支払額・退職金試算額の誤りについて

この度、弊機構で運営しております中小企業退職金共済制度において、システム上の不具合等に起因して、お客様にお支払いした退職金の額並びに事業所にお知らせした掛金納付月数及び退職金試算額に誤りがあったことが判明しました。

対象となるお客様、事業所及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

(本件は、本年1月24日に公表した事案 ([公表内容はこちら](#)) の続報となります。)

### 1 影響

- (1) 誤った金額で退職金等をお支払いしたお客様 (退職等※1した従業員の方)

18人

過少払い 1人 23,950円

過払い 17人 計1,343,127円

- (2) 誤った「掛金納付状況票及び退職金試算票」※2を送付した事業所

12事業所

(当該事業所に在職中の18人のお客様 (従業員の方) について、事業所にお知らせした掛金納付月数及び退職金額が誤っていたものです。今後のお客様の退職時には、正しい額をお支払いします。)

- (3) 誤った支払予定額を記載した退職金等請求勸奨文書を送付したお客様 (退職等した従業員の方)

1人

(退職等した従業員の方であって、一定期間が経過しても退職金等請求手続を行われていない方には請求のご案内をお送りしており、その際にお知らせした支払予定額が誤っていたものです。今後、退職金等請求手続をされた場合は、正しい額をお支払いします。)

### 2 原因

システム改修の際に誤りがあったものです。別紙の限定的なケースに適用されるプログラム部分であったため、改修時のテストによって発見されなかったものと考えられます。当該不具合の発覚を契機に、別紙の条件を満たすお客様を対象に調査した結果、上記1の誤りが判明しました。

### 3 これまでの対応

誤った「掛金納付状況票及び退職金試算票」を送付した事業所に対し、弊機構から事情をご説明してお詫びいたしました。

また、誤りのあったプログラムは、既に改修が完了しています。これから送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」及びお支払する退職金については、影響はありません。

### 4 今後の対応

#### (1) 過少払いの方

お詫びのご連絡をするとともに、速やかに差額をお支払いいたします。

#### (2) 過払いの方

退職金等をお支払いしてから時間が経過していること、機構における事務処理の誤りでありお客様に過失がないこと等から、過払い分については返還を求めません。

#### (3) 誤った支払予定額を記載した退職金等請求勸奨文書を送付した方

正しい支払予定額をお知らせするとともに、お詫びの文書を送付いたします。

### 5 再発防止対策

弊機構では、今回の事象を踏まえ、以下の再発防止対策を徹底してまいります。

#### (1) システム改修時のチェック体制強化

システム改修する際は、必ず複数人において詳細設計書の確認を行う。

#### (2) テストの内容改善

テストパターンの網羅性を確保するため、条件漏れがないかを複数人で多角的に確認する。

※1 退職のほか、解約の場合を含みます。

※2 「掛金納付状況票及び退職金試算票」は、中小企業退職金共済制度に加入されている事業所に対して毎年5月にお送りし、当該事業所の従業員の方について事業所がこれまでに納付した掛金の月額及び月数と、その時点での退職金の試算額をお知らせするものです。

以上

(別紙)

今回判明したシステム上の不具合によって掛金納付月数及び退職金試算額に誤りが生じるのは、下記の条件をすべて満たした場合となります。

- ① 掛金納付月数通算制度を利用しており、新しい事業所で掛金納付があること。
- ② 通算前の事業所で当初の未納期間（例えば、育児等のため休業が予定されていた期間）終了後に、実際には通算前の事業所では就労していないにもかかわらず掛金納付（掛金の口座引き落とし）があり、掛金納付月数通算制度により未納期間中の退職を機構が把握したこと（新しい事業所から通算の申出があったことにより、通算前の事業所における退職を機構で把握し、通算前の事業所における退職日をシステム入力したこと）。

（当初の未納期間終了後に通算前の事業所から納付された掛金は通算前の事業所へ返還しています。）